

**守る会が待たれている！電話・メール・手紙でつながり活かし**

**不安や怒り要求に心をよせて困難に立ち向かおう！**

全生連 FAX ニュース 2020年4月21日【第42号】 [ニュースを単組にも送ってください]

全国生活と健康を守る会連合会 電話:03-3354-7431・FAX:03-3354-7435

## 給付金は収入認定しない！ 厚労相が通知

【生活保護利用者にも10万円支給】

4月21日、厚労省援護局保護課は、事務連絡「特別定額給付金の生活保護制度上の取り扱い方針について」を、都道府県、政令市、中核市生活保護担当課に発出しました。

「事務連絡」は、「被保護者に当該給付金が給付されることとなった場合の収入認定の取り扱いは、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しない取り扱いとする方針でありますので、各自治体においてご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内実施機関に対する周知をお願いいたします。

なお、当該取り扱いに関する詳細について、近日中に別途お示しする予定ですので、申し添えます。」とし、給付金10万円全額を支給することを明らかにしました。

## 保護利用者の願い・怒りが 厚労省を動かした

【全生連会長代行・吉田松雄】

全国生活と健康を守る会連合会の吉田松雄会長代行は、次の談話を発表しました。

1 安倍総理は、4月16日、緊急事態措置の全国への拡大と合わせ、「緊急事態宣言で外出自粛をはじめ、様々な行動が制約される全国民すべてを対象に一律一人当たり10万円の給付を行う」と表明しました。4月17日には「すべての国民が厳しい状況に置かれている。ウイルスとの戦いを乗り切るためには国

民の一体感が大切だ」と表明しました。給付金が外出自粛と行動制限に対する保障であり、国民が一体感を持って感染拡大防止に取り組むことを目的に支給されることは明白でした。

2 この発表直後から、生活保護利用者の切なる声があがりました。「生活保護は10万円もらえるのか」「給付金10万円がすべて収入認定されてしまい、自分たちだけ支援から除外されるのではないか」。

3 厚労相はこれまで生活保護世帯への給付金などを収入として認定し、保護費の減額を行ってきました。

消費税増税の際の臨時福祉給付金、プレミアム商品券（子育て世帯を除く）、さらには、震災時の義援金、交通事故等の慰謝料などは、一部を除きすべて収入認定されてきました。本来支給すべき保護費から、収入認定額を差し引いて、減額支給してきました。

4 全生連・全国生活と健康を守る会連合会の取り組み

4月20日、全生連は、厚労省援護局保護課に対し、給付金は収入認定除外とし、すべての保護利用者に支給することを強く要求しました。

5 結びに

厚労省に給付金を収入認定除外し、10万円を保護利用者に支給することを決断させたのは、保護利用者の悲痛な願い・怒り、国民世論、そして保護利用者が自らが参加する、生存権の保障を求める生活と健康を守る会の運動の力であると確信します。

災害義援金、交通事故補償金などの取り扱いについて、その目的が生かされる生活保護行政、保護利用者の生存権と人権を保障する保護行政の確立をめざし、さらに運動をすすめたいと思います。